

平成22年度 韓日スカウトフォーラム派遣 (韓国連盟日本スカウト招待計画) 派遣員募集要項

平成11年度から日本連盟が実施している日韓スカウト交歓計画（韓国スカウト招聘事業）による韓国スカウトの日本訪問との相互交流として、ボーイスカウト韓国連盟から平成13年度より日本スカウトを韓国連盟の経費負担で招待し、スカウトフォーラムを中心としたプログラムを実施したいと参加招聘があった。

11年目を迎える本年度の主要プログラムとして「より良き理解、明るい世界」をテーマとする、第9回韓日スカウトフォーラムが開催される。

日本連盟はこの招請に応え、ベンチャースカウトを中心とする派遣団を編成し、派遣を実施する。参加者は、慶尚北道（安東）で行われるスカウトフォーラムへの参加と、フォーラム後に全羅南道（順天）で開催される第27回 APR スカウトジャンボリー（第2回韓国国際パトロールジャンボレット）への参加およびホームステイを通じて、韓国文化、社会、歴史を体験すると共に、日常のスカウト活動を体得した知識・技能・精神を一層高め、韓国スカウトとの親交、相互理解を深める。

名 称： 平成22年度 韓日スカウトフォーラム派遣
(韓国連盟日本スカウト招待計画)

期 間： 平成22年7月31日（土）～8月11日（水）12日間
(予定)

場 所： 韓国 慶尚北道（安東）および全羅南道（順天）

人 員： ベンチャースカウト18人
(男子スカウト14人・女子スカウト4人)
指導者2人（男女各1人） 合計20人

経 費： (1) 往復旅費、滞在費については韓国連盟が負担する。
(2) 服装・備品・準備訓練等に要する経費1人あたり3万円、日本国内交通費及び派遣期間中の小遣いは別途個人負担となる。



日 程（予定）

平成22年7月29日（木）準備訓練

7月30日（金）準備訓練・結団式・壮行会

7月31日（土）空路韓国に向かい、フォーラム会場慶尚北道（安東）へ移動
| ユースフォーラムに参加する

8月 3日（火）閉会式

8月 4日（水）フォーラム会場を出発し、第27回APRスカウトジャンボリー（第3回韓国国際パトロールジャンボレット）に参加
| するため順天へ移動し、キャンプインする

8月 9日（月）キャンプアウト後、韓国連盟の手配によりホームステイ

8月11日（水）航空機にて帰国の途につく



応募資格 応募者は、次の各項を満たしていること。

<スカウト>

- (1) 平成22年4月時点で高校3年生以下のベンチャースカウト
- (2) 平成20年度から継続して登録している者
- (3) ベンチャー章（またはボーイ時に1級）以上を取得し、積極的に進級に挑戦している者
- (4) フォーラムでの使用言語が英語であることから、フォーラム参加に必要な会話及び筆記の英語力がある者
- (5) 海外生活が十分できる健康状態が良好で、派遣員にふさわしい品性をもち、派遣員としての行動がとれる者

<指導者>

- (1) 平成22年7月29日時点で満20歳以上の指導者
- (2) 平成20年度から継続して登録があり、応募時点でウッドバッジ研修所を修了している者
- (3) 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、かつ英検3級程度の日常会話以上の英語力がある者
- (4) 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

参加申し込み

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
- (2) 県連盟は、申込者を選考し、適格者を日本連盟に推薦する。
2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成22年4月5日（月）までに行う。

提出書類

- (1) 海外派遣参加申込書（スカウト・指導者別の所定の用紙） 1通
- (2) 海外派遣参加健康調査書（所定の用紙） 1通
- (3) テーマ「よりよき理解、明るい世界」に関する小論文（作文） 1通
* A4判2ページ程度：文書データをCD等に保存し合わせて提出する事
- (4) 県連盟面接結果通知書

日本連盟の選考

書類選考および選考会を行う。

申込期日およびその他の期日

県連盟への申し込み	県連盟の定める日
	平成22年 月 日（ ）
日本連盟への推薦	平成22年 4月 5日（金）
派遣員選考会	平成22年 4月25日（日）を予定
派遣員の内定	平成22年 4月下旬

派遣員準備訓練

出発までに準備訓練を行う。

その他

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。
- (2) 派遣の延期または中止
以下の様な場合には、当該派遣が延期または中止されることがある。
 - ・ 外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
 - ・ 同、新型インフルエンザ、SARS等の感染症情報の発出等
 - ・ その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上